規則

公 布 埼 玉 す 地 域 機 関 事 務 \mathcal{O} 委任及 てド 決 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を改 正 す る 規 則 をこ

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九号

 \mathcal{O} 玉 県地域機関 埼玉 部 を 県地域機関 次 \mathcal{O} ように 事務の委任及 事務 改正 \mathcal{O} す 委任 Ź び 決 及 裁 び に関 決 裁 す に る規 関 す 則 る 規 (昭 則 和 \mathcal{O} 兀 _ 十 五 部 を 年 改 埼 正 玉 す 県規 る 規 則 則 第二

第三十二 施行 第十 施行 七条 令 第三十 書、 項 則 第 附 七 别 則第八 条第六 則第七 第七 七条た 第五 表第二 び 限る。 令第 \mathcal{O} する 第 + 令附 第二 施行 九条 条第七 |項」に +則 条に 施 九 に - 六 条] だし 項 条に 号 条 改 行令 条第 条第三項に 第七条第六 地 令 第九 め _ 附 方 に 又は お 改 係 項 第 及 に お 行 書」を「、 い ___ 則第七条第 施行 項、 改め、 \otimes て準 +る 項 を 同 び 11 政 又は施行 |号専 部 機 に 九 7 第十 乛 同 条第 施行 お 項 用 準 関 お 分 令 欄 決事 同 用 に 施行令第三十 1 又は施行令附 する施行令第九 1 \mathcal{O} 6 て準用 限 則 7 令 令 九 九 施行令第三十八条 欄 表 する施行 条又は 項に 中 福 項、 附則 る。 第 準 項 附 9 用 「又は第三十 中 八 \mathcal{O} 則 祉 条第三 欄 事 す 第 施 第七 する施行令 お 乊又 令第 八 行 ٧١ る 2 \sqsubseteq 務 八条第三 条第七 令附 は施 に 施 八 中 を て 則第八条第二項に 所 条第 条 準 改 項 行 九 長 又 「第十九 E に 甪 条第 \emptyset 令 則 行 \mathcal{O} 七条第五 一項に 第十 おい は施 第 項、 する施行令第十 12 令第三十八 第 お 項 る。 __ + お 項若 第 V 条第 施行令 七条た 項若 六条 お 六 て 行 条第二項に 11 準 令第三十 号委任 て準 準 V 項」 用 用 て _ (第 す 項 だ 条に す 準 附 用 お は を 則第 第二 用 し書」 す る る は 事 1 号及 _ 第二 施 る施 施 八 す お 七 お 7 務 第三十 条 条 に 項 行 行 る 準 11 七 1 \mathcal{O} 施行 に改 令第十 令第 ただ 用す 項 条第 行令 て に て 又 び第二号に お 準 準 は 5 令第十 んる施行 +用 九 第 \otimes し書 第 用 七 施 を 中 11 条第 六 六 7 す 項 +する 行 準 á 令 条 に 九 又 七 同 又 係 施 条 施 令 Ŧī. 施 用 九 お 条 は は 第 る 条第 する 施 附 項 施 行 11 た 行 \mathcal{O} 10 行 令 だ 則 行 令 行 7 中

附則

この規則は、公布の日から施行する。